

「部落差別の解消の推進に関する法律案」の可決成立に断固抗議する声明

1 2016年12月8日、自民、公明、民進の3党が提案した「部落差別の解消の推進に関する法律案」が参議院法務委員会で可決され、同月9日に参議院本会議で可決成立した。

本法律は、差別解消を謳っているも、むしろ部落問題の解決の障壁となるものであり、真の部落問題の解決のためにたたかってきた法律家団体である自由法曹団は、この法律案の可決成立に断固抗議する。

2 部落差別問題については、1982年に同和対策特別措置法が廃止され、その後を継ぐ地域改善対策特別措置法や地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律も廃止され、33年間にわたった同和対策事業は2002年に終結した。

これは、部落差別の特徴的な形態である劣悪な住環境等が、各種の同和事業の遂行によって改善され、また、職業の自由、居住移転の自由、結婚の自由の侵害という事態も大きく減少するなど、身分的障壁を取り除き、社会的な交流が拡大する方向へと進み、部落解放の客観的条件が大きく成熟したことによるものである。実際、「部落」という言葉自体の常用性が薄れてきており、特に若年層には、「部落」出身であるかという視点・認識そのものが薄れつつある。

そうだとすれば、着実に解決に向かっている現状においては、本法律には立法事実がなく、時代錯誤であると言わざるをえない。

政府による終結宣言から14年も経過した後の本法律は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」を立法理由の一つに挙げている。

しかし、法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）が行っている人権救済手続において、部落問題に関するインターネットによる人権侵害事件の件数は、この10年でみてもごくわずかで推移している。他の差別等の人権侵害行為と同様に、心ない行為には厳しい対処が必要ではあるものの、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とはいえず、これが本法律を成立させる理由とはならない。

3 また、同和対策事業が行われてきた間、差別の判断権を独占した部落解放同盟の暴力的糾弾により、同和問題をめぐる自由な意見交換のできる環境が破壊された。その結果、行政の主体性が失われ、解同の利権あさりやえせ同和行為も横行した。たたかう人々の果敢な裁判闘争の成果として得た多くの判決は、解同の主観的恣意的判断に基づく暴力的糾弾行為こそが、同和問題の解決の障害であると断じた。これを受けて地対協意見具申や、政府の啓発推進指針は、同和行政の根本的転換を図り、2002年、同和対策事業は終結を見たのである。

本法律は、えせ同和団体の利権あさりの手がかりとなりうるものであり、過度の糾弾による人権侵害や主体性を失い不公正な行政が行われてきた負の歴史をふまえていないものと言わざるをえない。

4 さらに、本法律は、その法文上にも問題点がある。

(1) すなわち、本法律第1条は、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」としているが、差別の対象となる「部落」の定義規定がなく、何をもって部落差別とするのかが曖昧である。また、部落差別の解消に国、地方公共団体の責務（3条）を定め、相談体制の充実（4条）、必要な教育啓発（5条）を行う努力義務等も規定している。

しかしながら、結局のところ、何をもって部落差別とするのが曖昧なため、施策の対象が明確ではなく、過去に行われた不公正な行政の再発の危険性が残る。また、あまりに広範な施策によって施策の対象となる人々とそうでない人々の間に垣根をつくり、ひいては部落差別問題を再燃させることにつながりかねない。

法案審議の中で、提案者側は、民間運動団体による主観的恣意的糾弾行為があってはならないとか、過去の同和関係法とは別物であるなどと述べているが、本法律の規定は、提案者のこのような言明を保証するものとはなっていない。

(2) また、本法律は、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとしている（6条）。

しかし、解消に向かっている部落差別の実態を調査するという事は、この調査によって新たな差別を掘り起こすことになり、本法律が恒久法であることを踏まえると、調査を続けることによって、部落差別問題を固定化、永久化することにつながりかねない。

5 本法律には、「過去の運動団体の行き過ぎた言動など部落差別の解消を阻害した要因に対する対策を講じること」や、「教育・啓発、実態調査により新たな差別を生むことがないよう留意する」との付帯決議も可決された。これは反対運動による一定の反映ともいえるが、これだけで上記弊害の歯止めになるとは到底いえない。われわれは、今後の推移を厳しく監視し、2002年に政府が示した認識や行政原則を逸脱することがないよう、またこれらの施策の実施によって新たな人権侵害を来すことのないよう、広範な人々とともに奮闘する決意である。

6 以上より、自由法曹団は、本法律の制定に対し断固として抗議するとともに、本法律が、一日も早く廃止されるよう、全力を挙げることを誓うものである。

2016年12月12日

自由法曹団 団長 荒井 新二